

令和4年度寒河江市新型コロナウイルス感染予防対策
事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止を図り、もって市民の健康を守るため、寒河江市内に所在する事業所が行う予防等事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則等17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、感染した従業員等が勤務する事業所が行う感染拡大予防のために実施する施設の消毒等とする。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、寒河江市内に事業所を置く法人又は個人の事業主とする。

(補助対象の経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象とする経費は、事業所において感染拡大防止のために実施した施設の消毒等に要した経費について、20万円を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市新型コロナウイルス感染予防対策事業費補助金申請書（様式第1号。以下「申請書」という）に必要事項を記入し、対象経費に係る領収書を添付して事業実施後1か月以内に市長に提出しなけ

ればならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適正と認められるときは、交付の決定及び補助金の額を確定し、寒河江市新型コロナウイルス感染予防対策補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により、適正と認められないときは、寒河江市新型コロナウイルス感染予防補助金交付却下決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、虚偽の申請その他不正の行為等により補助金を受けた者に対し、当該補助金の決定の全部又は一部を取消し、補助金の返還を命ずることができる。

(帳簿等の保管)

第7条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。